長与町総合教育会議次第

日時　平成３０年１０月２６日(金)　15:00

会場　長与町役場４階 第１委員会室

１　開会

２　町長挨拶

３　教育委員会教育長挨拶

４　構成員紹介

５　長与町総合教育会議について　資料１

６　議事

○コミュニティ・スクールについて　資料２

○義務教育学校について　資料３

○町立小中学校等空調設備整備について　資料４

７　その他

８　閉会

長与町総合教育会議出席予定者名簿

（構成員）

役　職　名	氏　　名	備　　考
町　　長	吉田（よしだ）　慎一（しんいち）	
教育委員会　　（教　育　長）	勝本（かつもと）　真二（しんじ）	
教育委員会　　（委　　員）	原田（はらだ）　成信（しげのぶ）	
教育委員会　　（委　　員）	古賀（こが）　清彦（きよひこ）	
教育委員会　　（委　　員）	廣田（ひろた）　敬子（けいこ）	
教育委員会　　（委　　員）	仁田（にた）　千都子（ちづこ）	

（総務部総務課、教育委員会事務局教育総務課）

資料１

長与町総合教育会議について

１　会議の趣旨

長与町総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、首長と教育委員会が連携を強化し、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、対等な執行機関同士が「協議・調整」を行う場として、平成２７年度から開催しています。

２　会議のポイント

〇会議の設置は、町長が行います。

〇構成員は、町長と教育委員会です。

〇会議は、町長が招集します。

〇会議での協議・調整事項は、教育政策に関する事項です。

・教育行政の大綱の策定（※平成２７年度作成済み）

・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

・児童･生徒等の生命･身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

〇町長と教育委員会は、会議において協議・調整を行い合意した方針の下に、双方が所管する事務を執行します。

〇会議は、原則公開とし、議事録を作成し、これを公表しています。

〇会議の事務局は、総務部総務課が教育委員会事務局教育総務課と連携を図り行います。

資料２

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み

市区町村教育委員会

協議会の設置
（努力義務）
委員の任命
協議会の適正な運営を確保する措置

都道府県教育委員会

教職員の任用
（学校運営協議会の意見を尊重）

委員の任命に
校長の意見を反映

学校運営に
関する意見

教職員の任用に
関する意見

コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度を導入した学校）

（委員）保護者代表・地域住民、
地域学校協働活動推進員など

学校運営協議会

学校運営や必要な支援に関する協議

校　長

説明
承認
学校運営の
基本方針

説明
意見
学校運営・
教育活動

協議の結果に関する
情報提供の努力義務

意見

情報提供・協議を踏ま
えた地域学校協働活動

保護者・地域住民等
（地域学校協働本部等）

複数校について
一つの協議会の設置が可能

小中一貫型小・中学校など

<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第47条の6

○校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
○学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
○教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

多久市の義務教育学校の事例

資料３

学　年	1年 (小1)	2年 (小2)	3年 (小3)	4年 (小4)	5年 (小5)	6年 (小6)	7年 (中1)	8年 (中2)	9年 (中3)
期	前　期 学習や生活の基礎・基盤確立期				中　期 小・中学校の内容充実期			後　期 一貫教育成熟期	
担任制	学級担任制				教科担任制				
発達段階に即した教育	これまでの小学校教育の良さを活かし、きめ細かな指導による基本的な生活習慣の確立や、学習における基礎的・基本的な内容の習得と定着を図ります。				小学校生活から中学校生活へのスムーズな移行が図れるように、小・中学校の教員が協働して、より専門性を活かした指導にあたります。 これにより、学力の充実・向上を図るとともに、社会性や規範意識を培います。			義務教育９年間の総まとめの期間として、個性と能力を伸ばし、自己表現に向けて積極的な態度を育て、進路希望の実現を目指します。	

資料４

町立小中学校等空調設備整備について

平成３０年度９月補正予算
小学校空調設備設置工事設計業務委託　１３,７００千円
中学校空調設備設置工事設計業務委託　　７,８００千円
給食共同調理場空調設備設置工事設計業務委託　３,５００千円

【　事業概要　】

長与町立の小中学校における教育環境の向上、給食調理場の環境改善を図ることを目的として、全ての学校の普通教室、調理室、及び長与南小学校学校給食共同調理場に空調設備を整備するもの。

【　計画概要　】

（１）　設置する教室

① 今回、空調設備を設置する教室は、普通教室、給食室とする。

② 給食室については、以前より空調設置の要望があっており、夏場の室温が高くなることから普通教室と同時に設置する。

（２）　空調設備機器の動力源の種類

ＧＨＰ（ガスエンジンヒートポンプ）

燃料にはガスを使用する。室外機から排気ガスが出る。エンジン部分の定期的なメンテナンスが必要。

ＥＨＰ（電動ヒートポンプ）

電気モーターを使用する。メンテナンスが不要。

学校名	設置想定　箇所		想定動力源
	普通教室	給食室	
長与小学校	３４教室	－	ＧＨＰ
高田小学校	１４教室	１室	ＥＨＰ
洗切小学校	１５教室	１室	ＥＨＰ
長与北小学校	１５教室	１室	ＥＨＰ
長与南小学校	２４教室	－	ＥＨＰ
長与中学校	１９教室	－	ＥＨＰ
長与第二中学校	１４教室	－	ＥＨＰ
高田中学校	１０教室	－	ＥＨＰ
給食共同調理場	－	１室	ＥＨＰ
合計	１４５教室	４室	